

宇都宮市は

養育費の受け取りを支援します



～養育費の取り決めについて～

養育費は、子どもが自立するまでに必要な衣食住の費用や教育費、医療費などのことをいいます。養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)とされています。子どもに対し親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

子どもと離れて暮らすことになる親と子どもの関係を大切にするためにも、離婚時などにきちんと取り決めておくようにしましょう。

宇都宮市

# 養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に関する公正証書等の作成で負担した費用を市が補助します。

## 補助対象者

宇都宮市に在住し、本市に住民登録があるひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に養育していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義(注参照)を有していること
- 養育費の取り決め等に要する費用を負担したこと
- 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体(本市を含む)から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと(対象児童の取り決めに対し、1回限り補助)
- 市税に滞納が無いこと

## 補助対象

養育費の取り決めのために負担した以下の経費を補助します。

- 公正証書: 公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料※
- 調停申立: 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
- 裁判: 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代

※公証人手数料は養育費の取り決め分のみが対象です。

※当事者間で作成した「合意書」「覚書」「離婚協議書」などの作成費用は補助の対象になりません。

※調停や裁判等における弁護士費用は対象外です。

## 補助額

養育費の取り決めに要した費用 (上限額 4万3千円)

## 申請期間

公正証書等を作成した日の翌日から1年間

## 申請窓口

宇都宮市役所 子ども部 子ども政策課 (本人がご申請ください)

## 申請手続きの流れと必要な書類

### ① 補助金交付申請 ■ 養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

- ・申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
  - ・世帯全員の住民票の写し
  - ・領収書の写し(領収書には以下の記載が必要です)
- 児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当証書の写し

①宛先(支払者の氏名)、②領収年月日、③領収金額、④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名、領収印

- ・養育費の取り決め文書の写し(債務名義化した文書に限る)
- ・その他、市長が必要と認めるもの(必要に応じ、お願いする場合があります)

### ② 補助金交付請求 ■ 養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付請求書

- ・振込口座の確認ができるもの(通帳の写しなど)

(注)本補助金における債務名義とは…

強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公文書です。具体的には、調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書などです。

# 養育費保証支援事業補助金

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に負担した保証料を市が補助します。

## 補助対象者

宇都宮市に在住し、本市に住民登録があるひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に養育していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義(注参照)を有していること
- 養育費保証契約に要する保証料を負担したこと
- 令和3年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結していること
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体(本市を含む)から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと
- 市税に滞納が無いこと

## 補助対象

令和3年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

## 補助額

保証料 (上限額 5万円)

## 申請期間

養育費保証契約を締結又は更新した日の翌日から1年間

## 申請窓口

宇都宮市役所 子ども部 子ども政策課 (本人がご申請ください)

## 申請手続きの流れと必要な書類

### ①補助金交付申請 ■養育費保証支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

- ・申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
  - ・世帯全員の住民票の写し
  - ・領収書の写し(領収書には以下の記載が必要です)
- 児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当証書の写し

①宛先(支払者の氏名)、②領収年月日、③領収金額、④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名、領収印

- ・養育費の取り決め文書の写し(債務名義化した文書に限る)
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し(保証期間が1年以上のものに限る)
- ・その他、市長が必要と認めるもの(必要に応じ、お願いする場合があります)

### ②補助金交付請求 ■養育費保証支援事業補助金交付請求書

- ・振込口座の確認ができるもの(通帳の写しなど)

補助金に関する  
お問合せ先

宇都宮市 子ども部 子ども政策課 自立支援グループ  
TEL 028(632)2386



# 宇都宮市女性相談所 (無料相談)

## 家族や夫婦関係, DV などでお困りではありませんか?

女性の皆さんの様々な悩みについて,一緒に考えます。女性相談員があなたとともに考え,解決の糸口を見つけるお手伝いをします。相談内容の守秘は固く守られますので,安心してご相談ください。

### 女性相談員による

- ◆電話相談
- ◆面接相談(予約制)

火曜日～土曜日  
午前9時～午後5時  
(第4土曜日は正午まで)

### 女性弁護士による

- ◆法律相談(予約制)

離婚や親権,養育費など,法的な問題についての相談をお受けします。

(原則) 第1・3水曜日  
午後1時30分～午後4時

### 女性カウンセラーによる

- ◆カウンセリング(予約制)

夫婦・家庭等の人間関係の悩みやストレス,自身の性格や生き方などの相談をお受けします。

(原則) 第3土曜日  
午後1時～午後5時

## 宇都宮市女性相談所 ☎028-636-5731

宇都宮市明保野町7番1号(総合コミュニティセンター内)

## ひとり親家庭等就業

## 自立支援センター

(無料相談)



## 養育費について, お困りではありませんか?

ひとり親家庭の皆さまの「困りごと」や「養育費」に関する相談,就職や転職に関する「情報提供」や「資格の取得」など,自立に向けた様々な支援を行っています。

### ◆養育費等支援事業

- ・養育費専門相談員による相談
- ・弁護士による法律相談(予約制) [原則] 第2・4水曜日

### ◆就業支援 ◆就業情報の提供 ◆就業支援講習

相談員が電話又は面接で就業などの相談をお受けします。

午前9時～午後4時

## 母子家庭等就業・自立支援センター ☎028-665-7801

宇都宮市野沢町4番地1 パルティ1階

火曜日～日曜日 9:00～17:00  
(月曜日・祝休日及び年末年始はお休みです)